

釜石市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和7年9月29日から令和8年2月13日までの期間中に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年3月5日

釜石市監査委員 佐々木 勝

釜石市監査委員 山崎 長栄

[別紙]

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び実施期間

No	対象部課等	実施期間
1	教育委員会事務局学校教育課	令和7年 9月 29日から令和7年 10月 2日まで
2	総務企画部 オープンシティ・プロモーション室	令和7年 10月 14日から令和7年 10月 17日まで
3	建設部建設課	令和7年 10月 27日から令和7年 10月 30日まで
4	産業振興部水産農林課	令和7年 12月 1日から令和7年 12月 4日まで
5	産業振興部商工観光課	令和7年 12月 15日から令和7年 12月 18日まで
6	保健福祉部地域包括ケア推進課	令和8年 1月 13日から令和8年 1月 16日まで
7	保健福祉部地域福祉課	令和8年 1月 26日から令和8年 1月 29日まで
8	建設部都市計画課	令和8年 2月 9日から令和8年 2月 13日まで

第2 監査の実施場所

監査委員室

第3 監査の対象範囲

令和6年度及び令和7年度における財務に関する事務の執行状況

第4 監査の着眼点

監査対象に係るリスクの重要度等を考慮し、監査の重点項目と対応する着眼点を次のとおりとした。

重点項目	監査の着眼点
契約事務	<ul style="list-style-type: none">○ 履行内容は、設計書や仕様書等に合致し、契約書どおりの履行がなされているか。○ 検査、検収等が厳正に行われ、検査調書等は適正に作成されているか。○ 支出手続きが適正になされているか。
補助金交付事務	<ul style="list-style-type: none">○ 補助金の算出は、交付要綱に基づき適正に行われているか。また、合理的な基準によるものか。○ 交付条件どおりに履行されているか。○ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

第5 監査の実施内容

- 1 釜石市監査基準（令和2年釜石市監査委員告示第3号）に準拠し、令和7年度監査等実施計画及び定期監査実施要領に基づいて実施した。
- 2 各課等に提出を求めた財務に関する事務に係る書類について、公正で合理的かつ効率的に実施されているかという観点から、帳簿及び証書類等との照合、確認等の通常実施すべき監査手続

により実施するとともに、必要に応じてその都度担当職員から説明を聴取し、適否の確認を行った。

第6 監査の結果

各課等における事務の執行は、関係法令及び条例、規則並びに議会の議決、その他の定めるところに基づいて執行されており、全般的におおむね良好であると認めた。

ただし、事務処理の一部に問題点も見受けられたため、以下に掲げる事項については適切に措置されたい。

(指摘事項)

1 教育委員会事務局学校教育課

教師用指導書の購入において、予定価格の総額が2,000万円以上であったが、本来、必要な財産の取得に係る議決を得ていなかったとして、令和6年10月釜石市議会臨時会で追認により議決を得ている。

教師用指導書の購入にかかる事務執行において、学校ごとに契約したとしているものの、契約締結はしておらず、支出においても学校ごとの支出ではなく、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号を根拠規定に80万円以下に分割し支出していたものである。

書籍等の購入については価格が定まっていたとしても、同時期に同じ目的で同じものを購入する場合は、総額において予定価格を決定し、一括して契約締結をすべきであり、かつ、分割して支出する合理的な理由はないことから、契約手続き及び支出の方法について事務処理の適正化を求めた。

2 産業振興部水産農林課

(1) 釜石市魚市場の使用料において、複数年度を対象とした免除をひとつの事案として決定しており、債権が発生していない年度については、当該条例において使用料を徴収しない旨を規定して対応するよう求めた。

また、使用料の督促がされず、延滞金についても意思決定がされておらず、事務処理の適正化を求めた。

(2) 魚市場の施設使用において、当該条例及び当該業務規則に定める施設使用許可の手続きに不備があったため、使用許可を受けないまま施設が利用されており、速やかに適正な手続きを行うとともに、条例及び規則の不備等を改正し、整合性を図るよう求めた。

3 産業振興部商工観光課

釜石物産センターの賃貸フロア使用者の費用負担（公共料金）において、令和2年3月の当該条例の一部改正（令和2年3月16日公布・令和2年4月1日施行）により「指定管理者制度を活用できる内容とする」として費用負担にかかる規定（第13条）を削除したものの、賃貸フロア使用者から公共料金を徴収しており、条例において根拠規定を明記するよう求めた。

また、当該条例施行規則においても費用負担にかかる規定等関係規定に不備があり、条例及び規則の不備等を改正し、整合性を図るよう求めた。